非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減について

非自発的失業者に係る軽減措置について

倒産や解雇など非自発的な失業により、国民健康保険へ加入された方の国民健康保険税を軽減する措置があります。

対象となる方

次の条件をすべて満たす方が対象となります。

1. 離職日の時点で 65 歳未満の方※1
2. 「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが下記に該当する方

※1：65 歳未満とは、明治三十五年法律第五十号（年齢計算ニ関スル法律）および民法 138 条～143 条の規定により、誕生日の前日の午前 0 時に年齢加算されるため、厳密には 65 歳を迎える誕生日の前々日の 23 時 59 分までを指します。

離職理由コード

	対象コード	例
特定受給資格者	11・12・21・22・31・32	倒産・解雇などによる離職
特定理由離職者	23・33・34	雇止めなどによる離職



軽減の内容

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、**前年の給与所得を 30/100** として、国民健康保険税を算定します。

軽減の期間

『離職日の翌日から翌年度末までの期間』の国民健康保険税が軽減されます。

申請に必要なもの

- ☐ 雇用保険受給資格者証（公共職業安定所 ハローワークで交付）
- ☐ 国民健康保険「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」
- ☐ 印鑑

問い合わせ
白老町役場
町民サービス課 国保年金係
ＴＥＬ　０１４４-８２-２３２５（直通）

様式見本

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面）

雇用保険受給資格者証

（第１面）

1. 支給番号	2. 氏名			
49010-10-000109-7	ｺﾖｳ ﾀﾛｳ			
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号
4800-014561-0	男	45	3-400101	12345
8. 住所又は居所				
9. 支払方法(記号(口座)番号・金融機関名・支店名)				
安定所現金（G）				

10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由
100401	220331	11
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限
	4,000	

16. 求職申込年月日	17. 認定	18. 受給期間満了年月日
220401	1型-月	230331
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間
3,200	270	111230
22. 離職前事業所名		
ﾛｳﾄﾞｳｼｼﾞｮｳｾﾝﾀｰｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ 労働市場センター株式会社		
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示（災害時、一括、巡相、市町村）	
	0 0 0	

安定所連絡メッセージ１

安定所連絡メッセージ２

管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局所在地　〒177-0044　練馬区上石神井

電話番号　03-3929-8311　交付　年　月　日　センター　公共職業安定所長　公共職業安定所長印

折り曲げ線

注意事項

1　この証は、第１面の受給期間満了年月日までは大切に保管してくださ
さい。
て再交
り曲げ
2　失業
業認定
又は管
3　あな
らかじ
日に行
合、そ
給日と
4　定め
けるこ
5　失業
は自己
さい。
6　偽り
うとし
でなく
付を命
7　氏名
た失業
8　第１
間に基
です。
9　失業
分につ
日から起算して60日以内に　雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
10　雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

雇用保険説明会　年　月　日　出席済

（第２面）

2014. 7

〈特定受給資格者に対応する離職理由コード〉

１１　解雇

１２　天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇

２１　雇止め（雇用期間３年以上雇止め通知あり）

２２　雇止め（雇用期間３年未満更新明示あり）

３１　事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職

３２　事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

〈特定理由離職者に対応する離職理由コード〉

２３　期間満了（雇用期間３年未満更新明示なし）

３３　正当な理由のある自己都合退職

３４　正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 カ月未満）